

令和2年度留置施設視察委員会の意見に対する措置状況

1 活動状況

会議の開催	6月、9月、10月、11月に開催
視察状況	<ul style="list-style-type: none"> ・期間：9月～11月までの間の3日間 ・対象：県下6警察署（鳥取、智頭、浜村、倉吉、米子、境港）の留置施設（3警察署において被留置者6人と面接）

2 令和元年度留置施設視察委員会の意見に対する措置状況

意見の概要	措置状況
<p>1 ブラジャーの着用</p> <p>形状や被留置者の性向などを個々具体的に検討し、可能な限り着用を認める運用をされたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ブラジャーは、ひもやワイヤーが付属しており、保安上の観点から、取扱いに注意を要する物品(危険物)として保管措置をとっています。ただし、着用しなければならない真に止むを得ない必要性がある場合には、安全性を考慮の上、個別検討し、対応しています。
<p>2 女性生理用品の自弁購入</p> <p>女性被留置者の生理用品について、あらかじめ留置施設に備え付けられている物品以外にも、自弁購入できるよう検討されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規入場時は、備え付けている物品を支給し、対応していますが、自弁購入の物品を使用することもできます。その際は、形状や仕様、安全性を個別検討し、対応しています。
<p>3 専門医への診察</p> <p>被留置者の健康状態や通院・服薬状況等を十分に把握し、専門医による診察の必要性について、検討されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・掛かり付け医がある場合は、診断や投薬状況を当該医療機関に照会するとともに、必要に応じて、専門医による医療措置を個別検討して、対応しています。 ・被留置者から警察医以外の医師を指名して診療を受けたいとの申し出があった場合、医療上適当であると認めるときは、個別検討し、対応しています。
<p>4 郵送による宅下げ</p> <p>保管庫に多くの不要な物品が留まることがあるので、郵送による宅下げを行うことができるよう、検討されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送による宅下げの必要性を踏まえ、物品の紛失防止措置に留意した上で、個々に判断して、対応しています。
<p>5 留置担当者の対応</p> <p>本年度は、留置施設職員の態度に対する苦情の申し出はなく、むしろ被留置者の体調等に配慮した取り扱いをしてもらっているとの声があった。引き続き、被留置者の人権に配慮した業務遂行をお願いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、被留置者の人権を尊重した処遇を行うとともに、厳正な勤務に努めます。

備考：この度、留置施設視察委員会からの意見書の提出をいただき、既に対応していることも含め、措置状況として掲載しています。